

6 利用者負担について

介護サービス等を利用したときの利用者負担割合

介護(予防)サービス、介護予防・生活支援サービス事業の一部を利用するときの利用者負担割合は、所得に応じて1割～3割です。

利用者負担割合は「介護保険負担割合証」で確認することができます。「介護保険負担割合証」は、初めて要支援・要介護の認定を受けた時、初めて事業対象者となった時に仙台市からお送りします。また、「介護保険負担割合証」の適用期間は1年(8月1日から翌年7月31日まで)となりますので、該当する方には毎年7月中にお送りします。

同じ世帯の被保険者に異動があった場合や、市町村民税の更正が行われた場合などは、期間の途中でも負担割合が変わることがあります。負担割合が変わる場合は、新しい「介護保険負担割合証」をお送りします。

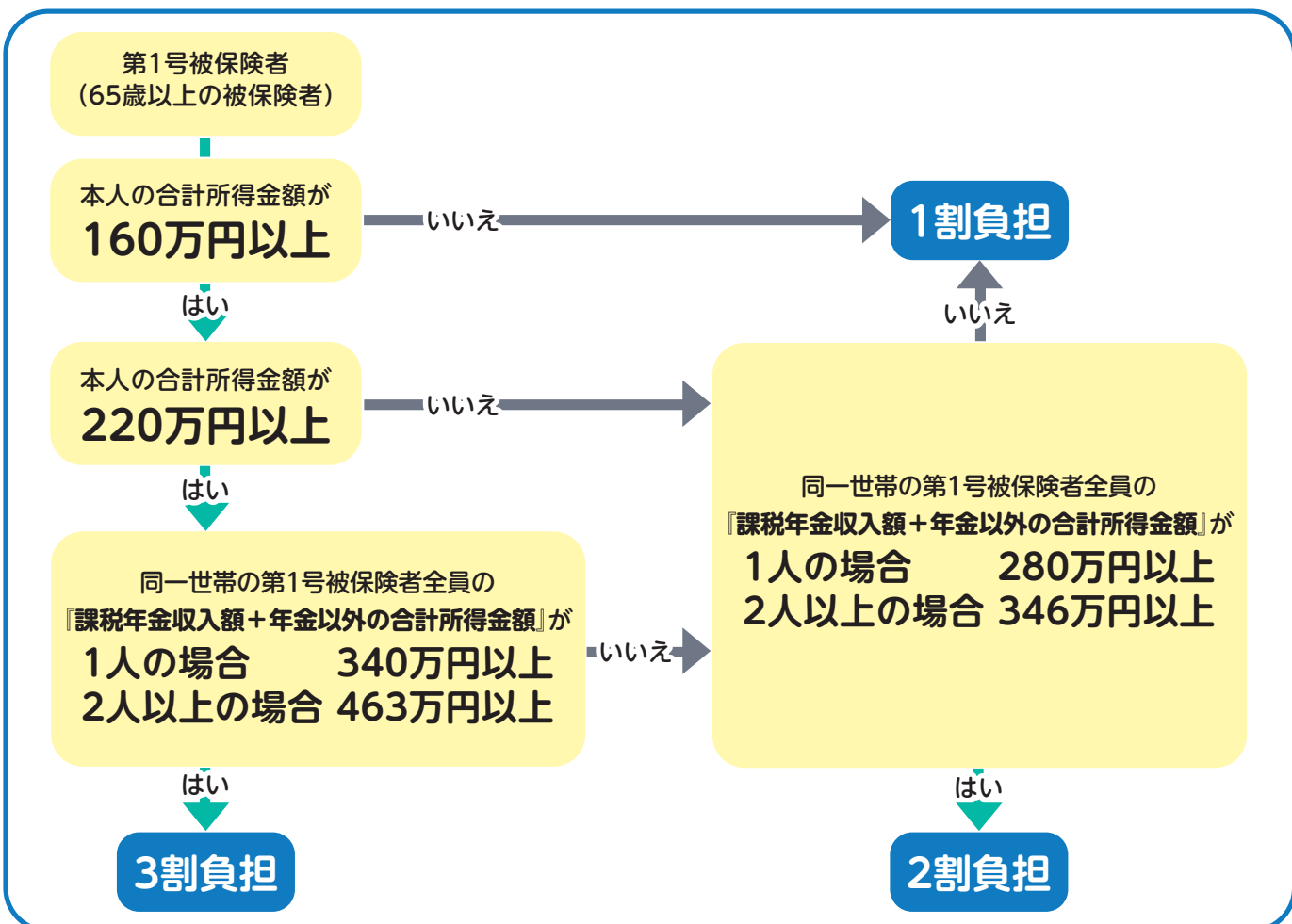
利用者負担割合の判定方法

- 第2号被保険者(40歳～64歳までの公的な医療保険に加入している方)
- 市町村民税非課税の方
- 生活保護を受給している方

1割負担

※生活保護を受給している方は1割の「介護保険負担割合証」をお送りしますが、介護扶助により利用者負担が発生しない場合もあります。

上記以外の方の利用者負担割合の判定方法



※2割または3割負担の対象者であっても、高額介護(予防)サービス費(40ページ参照)の支給対象となる場合がありますので、全員が1割負担の場合と比べて2倍または3倍の負担となるわけではありません。

※判定に用いる「課税年金収入額」および「合計所得金額」は、7ページ欄外と同様です。

在宅サービス等の費用の限度額

要支援・要介護の認定を受けた方や事業対象者の方が介護保険等のサービスを利用する場合、要支援・要介護状態区分等に応じて利用できるサービス費用の限度額が決められています(サービスの種類・内容については16ページ以降参照)。

利用限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

在宅サービス等区分(※)の利用限度額

区分に応じて、1か月あたりの利用限度額が単位数で決められています。サービスによって1単位の単価が10円～10.42円の範囲で設定されています。

区分	サービス利用限度額のめやす(1月あたり)	利用者負担額 (1割負担の場合)
事業対象者 要支援1	5,032単位(50,400円～52,500円程度)	5,040円～5,250円程度
要支援2	10,531単位(105,400円～109,800円程度)	10,540円～10,980円程度
要介護1	16,765単位(167,700円～174,700円程度)	16,770円～17,470円程度
要介護2	19,705単位(197,100円～205,400円程度)	19,710円～20,540円程度
要介護3	27,048単位(270,500円～281,900円程度)	27,050円～28,190円程度
要介護4	30,938単位(309,400円～322,400円程度)	30,940円～32,240円程度
要介護5	36,217単位(362,200円～377,400円程度)	36,220円～37,740円程度

(※)在宅サービス等区分とは、在宅サービス、地域密着型サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業のサービスのことをいいます。ただし、次にあげるサービスを除きます。

- ・(介護予防)居宅療養管理指導
- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護(短期利用以外)
- ・特定(介護予防)福祉用具購入
- ・(介護予防)住宅改修費
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・住民主体による訪問型支え合いサービス
- ・訪問・通所連動型短期集中予防サービス

特定(介護予防)福祉用具購入および(介護予防)住宅改修費の利用限度額

区分	サービスの種類	サービス利用限度額	利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援1・2 要介護1～5	特定(介護予防)福祉用具購入	年度額100,000円 (4月～翌年3月の 1年間につき)	年度額10,000円
	(介護予防)住宅改修費	200,000円 (改修を行う 住宅につき)	20,000円

在宅サービス等を利用したときの費用のめやす

サービス費用の計算

介護サービスを利用した場合、サービス費用の1割～3割の利用者負担を自己負担します。さらに、通所介護等サービスや短期入所等サービスを利用した場合は、下記のとおり別途費用がかかります。

訪問介護等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割)

通所介護等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割) + 日常生活費等 + 食費

短期入所等サービス

介護サービス費の利用者負担(1割～3割) + 日常生活費等 + 食費 + 滞在費(宿泊費)

費用の内訳 ※事例は全て1か月/30日の場合、各サービスの加算は含めません

例1 **要介護1** 負担割合:1割 (サービス利用限度額(利用者負担額) 16,770円～17,470円程度/1か月)

	月	火	水	木	金	土	日
午前		訪問介護		訪問介護		通所リハビリ	
午後							

- ・訪問介護(身体介護中心・45分)を週に2回(月に8回程度)利用
…1か月あたり約3,200円
- ・通所リハビリテーション(6～7時間)を週に1回(月に4回程度)利用
…1か月あたり約3,000円 + 日常生活費等 + 食費

例2 **要介護2** 負担割合:1割 (サービス利用限度額(利用者負担額) 19,710円～20,540円程度/1か月)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護		訪問介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護
午後						※1か月のうち1泊2日のみ利用	

- ・訪問介護(生活援助中心・45分)を週に3回(月に12回程度)利用
…1か月あたり約2,800円
- ・通所介護(7～8時間)を週に1回(月に4回程度)利用
…1か月あたり約3,200円 + 日常生活費等 + 食費
- ・短期入所生活介護を1か月に1泊2日利用(ユニット型個室・単独型の施設の場合)
…1か月あたり約1,700円 + 日常生活費等 + 食費 約2,900円 + 滞在費 約4,100円

要支援1・2の方が利用する総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの場合は利用料の計算が上記と異なる場合があります。

所得の低い方は短期入所サービスの食費・滞在費等の減免の対象となる場合があります(詳細は39ページ参照)。

施設サービスを利用したときの費用のめやす

サービス費用の計算

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)に入所した場合、サービス費用の1割～3割の利用者負担のほかに、食費・居住費・日常生活費等が利用者負担となります。

$$\text{施設サービス費用の利用者負担(1割～3割)} + \text{食費} + \text{居住費(部屋代や光熱水費)} + \text{日常生活費等}$$

食費と居住費のめやす(基準費用額)

介護保険施設に入所(短期入所含む)する際の食費と居住費の平均的な額は下表のとおりです。実際に負担する金額は、施設と利用者との契約によって異なります。

	食費 (日額)	居住費(日額)					
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	
				特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等
令和6年7月まで	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
令和6年8月以降		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円

※令和6年8月から居住費の基準費用額が変更されます。

費用の内訳 ※事例は全て1か月/30日の場合、各サービスの加算は含めません
※令和6年8月以降のめやすになります

例1 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・市町村民税課税世帯の方

ユニット型個室を利用した場合

$$\text{サービス利用料} \text{ 約 } 29,400 \text{ 円} + \text{食費} \text{ 約 } 43,400 \text{ 円} + \text{居住費} \text{ 約 } 62,000 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

例2 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・市町村民税課税世帯の方

多床室を利用した場合

$$\text{サービス利用料} \text{ 約 } 26,900 \text{ 円} + \text{食費} \text{ 約 } 43,400 \text{ 円} + \text{居住費} \text{ 約 } 27,500 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

所得の低い被保険者の方には、減免制度があります

例3 **要介護5** **負担割合:1割** 特別養護老人ホームに入所・利用者負担段階が第2段階の方

ユニット型個室を利用した場合

$$\text{サービス利用料} \text{ 約 } 29,400 \text{ 円} + \text{食費 } 11,700 \text{ 円} + \text{居住費 } 26,400 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

15,000円

サービス利用料が一定の金額となった場合、上限額を超える金額をお返しする制度(高額介護(予防)サービス費)があります(詳細は40ページ参照)。

所得の低い方は、特定入所者介護(予防)サービス費が適用され、食費・居住費の金額が低く抑えられます(詳細は39ページ参照)。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

介護保険サービス等を利用するには

介護保険で利用できるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者負担について

保険料・利用者負担の減免制度等

地域包括支援センター担当地域のご案内